

鷓川都市計画（むかわ町）（非線引き都市計画区域） 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

I. 都市計画の目標

1. 基本的事項

(1) 目標年次

この方針では、鷓川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。

(2) 範囲

本区域の範囲及び規模は次のとおりである。

鷓川都市計画区域	市町名	範囲	規模
	むかわ町	行政区域の一部	約 10,947 ha

2. 都市づくりの基本理念

本区域は、道央広域連携地域胆振地域の東部に位置しており、海、山、川の多彩な自然に恵まれ、農業を基幹産業として、一級河川鷓川の西側に市街地が形成されてきた。また、むかわ町は平成18年に旧鷓川町と旧穂別町が合併し、新たに設置された町である。

都市計画区域を指定する旧鷓川町地区は、鷓川流域の平野部を中心に形成され、産業は、鷓川の育む良質な水や土壌を基盤とした農業や酪農のほか、太平洋沿岸での漁業等を基幹産業として発展してきた。

しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化が進行するとともに、モータリゼーションの成熟やインターネットの普及等を背景に、消費者のライフスタイルやニーズの多様化等により、中心市街地の商業環境は厳しさを増している。さらには、産業の後継者不足や空き地・空き家の増加等新たな問題も顕著になってきており、今後は、少子高齢化や人口減少を勘案しながら、道路や公園等の都市基盤の老朽化等への対応、環境負荷の少ないまちづくりや災害に強い安全・安心なまちづくりの推進、地域公共交通の活性化等、多様化する都市の課題に対応することが求められている。

また、高規格幹線道路日高自動車道鷓川インターチェンジの供用や、JR北海道の路線見直し問題等を踏まえ、交通体系の変化に対応した適正な土地利用も課題となっている。

加えて、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により、人的被害のみならず市街地における建物等の倒壊やライフラインへの被害等甚大な災害に見舞われ、生活再建や社会基盤等の復旧も急務となっている。

本区域では、将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」と定め、住民と行政が力を合わせて、豊かな自然の中で、いきいきとした生活が営めるまちづくりを推進していくことを基本理念としている。加えて、震災の経験を貴重な機会と捉えて未来へつなぐ創造的復興・創生を目指すこととしている。

本区域の都市づくりにおいては、この基本理念を踏まえ、今後においても人口減少や少子高齢化の進行が見込まれることから、市街地の拡大を抑制し、地域資源を活用しながら、効率的で環境負荷の小さい集約型都市構造へと転換するとともに、持続可能な地域づくりを目指し、地域特性に配慮したコンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、さらには被災者の生活支援や災害に強いまちづくり等生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちを目指す。

II. 区域区分の決定の有無

1. 区域区分の有無

本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。

本区域は、従来より都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。

現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。

今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。

これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。

III. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

本区域は、JR 鶴川駅を中心に発展してきており、3・3・503号苦小牧鶴川通（国道235号）を都市の交通骨格軸として、3・4・202号中央通（主要道道千歳鶴川線）、3・4・203号新生通（主要道道千歳鶴川線）、3・4・206号駅前通（一般道道鶴川停車場線）沿道に市街地の整備が進められてきた。

本区域においては、少子高齢化の急速な進行や行政コストの増大などから効率的な市街地整備が求められているほか、将来の土地の有効利用を促進するとともに、土地需要の動向を勘案した用途地域の見直しを進める必要がある。

このため、本区域においては、人口の減少、少子高齢化社会など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。

① 住宅地

- ・本区域の住宅地は、一般住宅地及び専用住宅地で構成する。
- ・一般住宅地は、大原地区、松風地区等に配置し、生活利便施設の立地により利便性の向上を図るとともに、良好な住環境の形成を促進する。
- ・専用住宅地は、福住地区、駒場地区、文京地区等に配置し、未利用地の有効活用を促進するとともに、低層専用住宅を主体としたゆとりと落ち着きのある良好な住環境の形成及び保全を図る。

② 商業業務地

- ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。
- ・中心商業業務地は、JR 鶴川駅を含む末広地区、美幸地区、花園地区及び松風地区等の一帯に配置し、商業・娯楽・業務施設等が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。
- ・沿道商業業務地は、駒場地区から松風地区に至る3・3・503号苦小牧鶴川通（国道235号）の沿道及び3・4・203号新生通（主要道道千歳鶴川線）の沿道に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成を図る。

③ 工業・流通業務地

- ・本区域の工業地・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。
- ・専用工業地は、晴海地区及び駒場地区に配置し、各種工業施設が集積する工業拠点の形成を図る。
- ・一般工業地は、大成地区、文京地区及び末広地区等に配置し、周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等が集積する工業地の形成を図る。

④ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

商業業務地については、創造的復興・創生に向けた移住・定住促進を図るためのまちなか再生として、コンパクトな商業地の配置を可能とする用途地域の変更等必要な見直しを検討する。

(2) 市街地の土地利用の方針

① 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心商業業務地を含む徒歩1km圏内について、創造的復興・創生に向けた公営住宅や民間賃貸住宅等の供給によるまちなかへの住み替えの誘導を検討し、子育て世代を含む多様な世帯が混在できる公営住宅等を整備することで、良好な住環境の改善を図る。

(3) その他の土地利用の方針

① 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域のうち、集団的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等については、健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域については、「農業上の利用を図るべき土地」として用途地域拡大の対象とはしない。

② 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。
- ・土砂災害特別警戒区域に指定されている豊城地区等については、災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。

③ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

- ・水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、防風保安林等については、森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。
- ・市街地の東側を流れる一級河川鵜川の河口域はむかわ町の貴重な資源である河口干潟があり、鳥獣保護区として指定されていることからその自然の保全に努める。
- ・その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、海浜地、河川敷地等については、今後とも良好な自然環境の保全に努める。

④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

- ・用途白地地域である高規格幹線道路日高自動車道鵜川インターチェンジの周辺については、高速交通ネットワークを活用した工業系土地利用の動向や周辺環境の保全の必要性等を踏まえ、適切な土地利用の規制・誘導を進める。
- ・住宅系用途地域に指定されている松風地区の鉄道以東の長期未利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。加えて、松風地区の国道以南の未利用となった公営住宅部分については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。
- ・工業系用途地域に指定されている駒場地区の国道以南の長期未利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。

- ・用途地域の指定のない区域うち営林署払下げにより既に住宅地が形成されている大成地区については、生活環境の向上を図るため周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域を指定する。
- ・鶴川の浸水想定区域外である青葉地区については、防災性向上に向けた消防庁舎移転や防災拠点づくりを目指し、周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域を指定する。
- ・用途地域の指定の無い区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることを検討する。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設

① 基本方針

a 交通体系の整備の方針

本区域は、道央広域連携地域胆振地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。

このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。

交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。

また、社会情勢の変化とともに、都市交通ニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。

これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。

- ・都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。
- ・多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。
- ・歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。
- ・公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。
- ・J R 北海道の路線見直しや人口減少等の社会情勢の変化に伴い、交通動線の変化が予想されることから、都市内道路網の見直しを含め、交通結節点機能の確保・充実を図るとともに、円滑な交通環境の向上に努める。
- ・本区域は、特産であるししゃもを活用した観光・産業振興など、広域的な経済活動・交流を図るため、円滑な移動環境をつくりだす道路網の形成に努める。

b 整備水準の目標

交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。

	平成 27 年 (2015 年) (基準年)	令和 12 年 (2030 年) (目標年)
幹線街路網密度	1.17 km/k m ²	1.17 km/k m ²

② 主要な施設の配置の方針

a 道路

- ・一般国道自動車専用道路日高自動車道が市街地の北側を通過していることから、必要なアクセス道路を適切に配置する。
- ・3・3・503号苫小牧鵜川通（国道235号）を都市の骨格となる道路とする。
- ・3・4・202号中央通（主要道道千歳鵜川線）、3・4・203号新生通（主要道道千歳鵜川線）、3・4・206号駅前通（一般道道鵜川停車場線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。

b 交通結節点等

3・4・206号駅前通（一般道道鵜川停車場線）にJR日高本線鵜川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。

(2) 下水道及び河川

① 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。

ア 下水道

都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。

イ 河川

流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。

b 整備水準の目標

ア 下水道

本区域の下水道普及率は、平成27年（2015年）で40.3%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。

イ 河川

河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。

② 主要な施設の配置の方針

a 下水道

むかわ公共下水道については、下水管渠を確保し、晴海地区に処理場を適切に配置する。

b 河川

鵜川及び入鹿別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川・水辺空間の整備に努める。

③ 主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。

- ・大原地区及び洋光地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。
- ・鵜川及び入鹿別川の河川改修を促進する。

(3) その他の都市施設

- ・本区域の都市計画に定められている鵜川斎場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。
- ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、公益性並びに恒久的な性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。

3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

本区域は、市街地北東部に位置する丘陵樹林地と東部を流れる鵜川の河川空間を骨格とし、良好な自然環境が形成されている。

本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成その他の機能が総合的に発揮され、かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように公園緑地等の整備、再整備又は保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。

また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。

(2) 緑地の配置の方針

① 緑地系統ごとの配置方針

a 環境保全系統

- ・都市の骨格となる緑地として、鵜川運動公園及びたんぼぼ河川緑地を配置する。
- ・骨格の一部を形成している大成地区の防風林は、積極的な保全を図るため緑地としての位置づけを検討する。

b レクリエーション系統

日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園をそれぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、鵜川運動公園及びたんぼぼ河川緑地を配置する。

c 防災系統

災害時における一時避難場所として、街区公園及び鵜川運動公園を配置する。

d 景観構成系統

市街地の外縁部を貫流する鵜川に、緑豊かで潤いのある水と緑の空間として、たんぼぼ河川緑地を配置する。

② コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針

コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。

(3) 実現のための具体の都市計画制度の方針

都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。として定める。

鷗川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針／新旧対照表

【新】	【旧】	【変更理由】																
<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p><u>この方針では、鷗川都市計画区域（以下「本区域」という。）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を令和12年(2030年)の姿として策定する。</u></p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="168 550 884 638"> <thead> <tr> <th>鷗川都市計画区域</th> <th>市町名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>むかわ町</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 10,947 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p><u>本区域は、道央広域連携地域胆振地域の東部に位置しており、海、山、川の多彩な自然に恵まれ、農業を基幹産業として、一級河川鷗川の西側に市街地が形成されてきた。また、むかわ町は平成18年に旧鷗川町と旧穂別町が合併し、新たに設置された町である。都市計画区域を指定する旧鷗川町地区は、鷗川流域の平野部を中心に形成され、産業は、鷗川の育む良質な水や土壌を基盤とした農業や酪農のほか、太平洋沿岸での漁業等を基幹産業として発展してきた。</u></p> <p><u>しかしながら、近年は人口減少や少子高齢化が進行するとともに、モータリゼーションの成熟やインターネットの普及等を背景に、消費者のライフスタイルやニーズの多様化等により、中心市街地の商業環境は厳しさを増している。さらには、産業の後継者不足や空き地・空き家の増加等新たな問題も顕著になってきており、今後は、少子高齢化や人口減少を勘案しながら、道路や公園等の都市基盤の老朽化等への対応、環境負荷の少ないまちづくりや災害に強い安全・安心なまちづくりの推進、地域公共交通の活性化等、多様化する都市の課題に対応することが求められている。</u></p> <p><u>また、高規格幹線道路日高自動車道鷗川インターチェンジの供用や、JR北海道の路線見直し問題等を踏まえ、交通体系の変化に対応した適正な土地利用も課題となっている。</u></p> <p><u>加えて、平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震により、人的被害のみならず市街地における建物等の倒壊やライフラインへの被害等甚大な災害に見舞われ、生活再建や社会基盤等の復旧も急務となっている。</u></p>	鷗川都市計画区域	市町名	範囲	規模		むかわ町	行政区域の一部	約 10,947 ha	<p>I. 都市計画の目標</p> <p>1. 基本的事項</p> <p>(1) 目標年次</p> <p><u>都市づくりの基本理念、将来の都市構造、土地利用、都市施設の決定方針を平成32年の姿として策定する。</u></p> <p>(2) 範囲</p> <p>本区域の範囲及び規模は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="990 550 1706 638"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>市町村名</th> <th>範囲</th> <th>規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鷗川都市計画区域</td> <td>むかわ町</td> <td>行政区域の一部</td> <td>約 10,865 ha</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 都市づくりの基本理念</p> <p><u>(1) 都市の現状と課題</u></p> <p><u>むかわ町は道央広域連携地域胆振地域の東部に位置しており、海、山、川の多彩な自然に恵まれ、農業を基幹産業として、一級河川鷗川の西側に市街地が形成されてきた。また、平成18年には旧鷗川町と旧穂別町の合併により新たにむかわ町が設置されたところである。</u></p> <p><u>今後は、人口や世帯数の規模を勘案しながら、コンパクトで適正規模の市街地形成に努め、住環境、都市施設、防災、街並み景観などを含む市街地機能の充実及び再編を図り、高齢者や障がい者を含む全ての人が安心して快適な生活を営めるまちづくりが課題となっている。</u></p> <p><u>また、高規格幹線道路日高自動車道鷗川インターチェンジが平成15年に供用が開始されたことにより、交通体系の変化に対応した、適正な土地利用と道路交通網の構築などが課題となっている。</u></p>	区分	市町村名	範囲	規模	鷗川都市計画区域	むかわ町	行政区域の一部	約 10,865 ha	<p>※区域マスの表現の統一による修正 ※年次の修正</p> <p>※測量精度の高度化による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※むかわ町まちづくり計画（2012年改訂）による修正</p> <p>※むかわ町復興計画（2019年策定）による修正</p>
鷗川都市計画区域	市町名	範囲	規模															
	むかわ町	行政区域の一部	約 10,947 ha															
区分	市町村名	範囲	規模															
鷗川都市計画区域	むかわ町	行政区域の一部	約 10,865 ha															

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>本区域では、<u>将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」と定め、住民と行政が力を合わせて、豊かな自然の中で、いきいきとした生活が営めるまちづくりを推進していくことを基本理念としている。加えて、震災の経験を貴重な機会と捉えて未来へつなぐ創造的復興・創生を目指すこととしている。</u></p> <p>本区域の都市づくりにおいては、この<u>基本理念</u>を踏まえ、今後においても人口減少や少子高齢化の進行が見込まれることから、市街地の拡大を抑制し、<u>地域資源を活用しながら、効率的で環境負荷の小さい集約型都市構造へと転換するとともに、持続可能な地域づくりを目指し、地域特性に配慮したコンパクトなまちづくり、低炭素化・資源循環、さらには被災者の生活支援や災害に強いまちづくり等生活を支える取組を一体的に進め、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまちを目指す。</u></p> <p>II. <u>区域区分の決定の有無</u></p> <p>1. <u>区域区分の有無</u></p> <p>本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。</p> <p>本区域は、<u>従来より</u>都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。</p> <p>現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。</p> <p>今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。</p> <p>これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。</p> <p>III. <u>主要な都市計画の決定の方針</u></p> <p>1. <u>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</u></p> <p>(1) <u>主要用途の配置の方針</u></p> <p><u>本区域は、JR鶴川駅を中心に発展してきており、3・3・503号苦小牧鶴川通(国道235号)を都市の交通骨格軸として、3・4・202号中央通(主要道道千歳鶴川線)、3・4・203号新生通(主要道道千歳鶴川線)、3・4・206号駅前通(一般道道鶴川</u></p>	<p>(2) <u>都市づくりの基本理念</u></p> <p>むかわ町では、<u>恵まれた自然、産業、歴史文化などを活かしながら、さらに発展させ、協力した地域の活性化が図られるよう、合併による新町の将来像を「人と自然が輝く清流と健康のまち」と定め、住民と行政が力を合わせて、豊かな自然の中で、いきいきとした生活が営めるまちづくりを推進することとしている。</u></p> <p>本区域の都市づくりにおいては、この<u>こと</u>を踏まえるとともに、<u>今後は人口の減少や少子高齢化が進行することから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を促進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換を目指す。</u></p> <p>II. <u>区域区分の有無</u></p> <p>本区域に区域区分は定めない。なお、区域区分を定めなかった根拠は以下のとおりである。</p> <p>本区域は、<u>平成10年以降、</u>都市の規模及び人口、産業の動向等から急激かつ無秩序な市街化の進行は見られず、用途地域周辺の農林漁業への影響も少ないことから、非線引き都市計画区域としてきたところである。</p> <p>現在、人口や世帯数は減少の傾向を示し、産業については停滞している状況であり、今後ともこれらが増加、発展に転じることは容易ではないと推測される。</p> <p>今後は未利用地等を有効活用しながら、これまで整備を進めてきた都市基盤を活用したコンパクトな内部充実型のまちづくりを基本とするため、将来の市街地については現在の市街地と同程度と想定し、農林漁業と健全な調和を図りながら、豊かな自然環境や景観の保全に努める都市づくりを進める。</p> <p>これに加え市街地の規模に大きな影響を与える大規模プロジェクト等の予定もないことから、今後においても急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないものと判断し、区域区分は定めないこととする。</p> <p>III. <u>主要な都市計画の決定の方針</u></p> <p>1. <u>土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針</u></p> <p>(1) <u>主要用途の配置の方針</u></p>	<p>※区域マスの表現の統一による修正 ※むかわ町まちづくり計画(2012年改訂)による修正</p> <p>※道の基本的な考え方による追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の精査</p>

【新】	【旧】	【変更理由】
<p><u>停車場線）沿道に市街地の整備が進められてきた。</u></p> <p><u>本区域においては、少子高齢化の急速な進行や行政コストの増大などから効率的な市街地整備が求められているほか、将来の土地の有効利用を促進するとともに、土地需要の動向を勘案した用途地域の見直しを進める必要がある。</u></p> <p><u>このため、本区域においては、人口の減少、少子高齢化社会など、都市を取り巻く環境の変化に対応し、安全で快適な都市生活を持続可能とする「コンパクトなまちづくり」を目指し、住宅地、商業業務地、工業・流通業務地の各用途を次のとおり配置する。</u></p> <p>① 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の住宅地は、<u>一般住宅地及び専用住宅地</u>で構成する。 ・一般住宅地は、大原地区、松風地区等に配置し、生活利便施設の立地により利便性の向上を図るとともに、良好な住環境の形成を促進する。 ・専用住宅地は、福住地区、駒場地区、文京地区等に配置し、未利用地の有効活用を促進するとともに、低層専用住宅を主体としたゆとりと落ち着きのある良好な住環境の形成及び保全を図る。 <p>② 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 ・中心商業業務地は、<u>J R 鶴川駅を含む末広地区、美幸地区、花園地区及び松風地区等の</u>一帯に配置し、<u>商業・娯楽・業務施設等</u>が集積する広域的な商業拠点の形成を図る。 ・沿道商業業務地は、駒場地区から松風地区に至る3・3・503号苦小牧鶴川通（国道235号）の沿道及び3・4・203号新生通（主要道道千歳鶴川線）の沿道に配置し、<u>周辺住宅地の住環境に配慮した沿道商業地の形成</u>を図る。 <p>③ 工業・流通業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の工業地・流通業務地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。 ・専用工業地は、晴海地区及び駒場地区に配置し、<u>各種工業施設</u>が集積する工業拠点の形成を図る。 ・一般工業地は、大成地区、文京地区及び末広地区等に配置し、<u>周辺住宅地の住環境に配慮した上で軽工業施設等</u>が集積する工業地の形成を図る。 	<p>① 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の住宅地は、<u>専用住宅地及び一般住宅地</u>で構成する。 ・一般住宅地は、大原地区、松風地区<u>など</u>に配置し、生活利便施設の立地により利便性の向上を図るとともに、良好な住環境の形成を促進する。 ・専用住宅地は、福住地区、駒場地区、文京地区<u>など</u>に配置し、未利用地の有効活用を促進するとともに、低層専用住宅を主体としたゆとりと落ち着きのある良好な住環境の形成を図る。 <p>② 商業業務地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の商業業務地は、中心商業業務地及び沿道商業業務地で構成する。 ・中心商業業務地は <u>J R 鶴川駅周辺及び3・4・202 号中央通（主要道道千歳鶴川線）の沿道</u>などに配置し、<u>歩道の街路樹やインターロッキングブロック、街路灯など</u>により形成された美しい街並み景観を生かした商業業務機能の増進を図る。 ・沿道商業業務地は、駒場地区から松風地区に至る3・3・503号苦小牧鶴川通（国道235号）の沿道及び3・4・203号新生通（主要道道千歳鶴川線）の沿道に配置し、<u>背後地の住環境等に配慮しながら、沿道における利便性の向上</u>を図る。 <p>③ 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の工業地は、専用工業地及び一般工業地で構成する。 ・専用工業地は、<u>市街地西側の3・3・503号苦小牧鶴川通（国道235号）の沿道</u>などに配置し、<u>工業系土地利用の純化により効率的な操業環境の向上</u>を図るとともに、<u>景観等に配慮した産業拠点</u>の形成を図る。 ・一般工業地は、<u>3・4・202 号中央通の沿道や3・3・503号苦小牧鶴川通（国道235号）沿道</u>の大成地区、文京地区及び末広地区に配置し、<u>地区内や周辺の住環境に配慮した軽工業施設</u>の集積を図る。 	<p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査 ※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p>

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>④ <u>用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</u> <u>商業業務地</u>については、<u>創造的復興・創生に向けた移住・定住促進を図るためのまちなか再生として、コンパクトな商業地の配置を可能とする用途地域の変更等必要な見直しを検討する。</u></p> <p>(2) <u>市街地の土地利用の方針</u></p> <p>① <u>居住環境の改善又は維持に関する方針</u> <u>中心商業業務地を含む徒歩1km圏内</u>について、<u>創造的復興・創生に向けた公営住宅や民間賃貸住宅等の供給によるまちなかへの住み替えの誘導を検討し、子育て世代を含む多様な世帯が混在できる公営住宅等を整備することで、良好な住環境の改善を図る。</u></p> <p>(3) <u>その他の土地利用の方針</u></p> <p>① <u>優良な農地との健全な調和に関する方針</u> 本区域のうち、<u>集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業など各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等</u>については、<u>健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域</u>については、「<u>農業上の利用を図るべき土地</u>」として<u>用途地域拡大の対象とはしない。</u></p> <p>② <u>災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</u> ・<u>溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区</u>については、<u>市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</u> ・<u>土砂災害特別警戒区域に指定されている豊城地区等</u>については、<u>災害防止の観点から、特に市街化を抑制する。</u></p> <p>③ <u>自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</u> ・<u>水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、防風保安林等</u>については、<u>森林の持つ公益的機能の維持・増進に努め、今後とも適切な保全を図る。</u> ・<u>市街地の東側を流れる一級河川鶴川の河口域はむかわ町の貴重な資源である河口干潟があり、鳥獣保護区として指定されていることから</u>もその自然の保全に努める。 ・<u>その他豊かな自然環境を有する山林原野、樹林地、海浜地、河川敷地等</u>について</p>	<p>(2) <u>土地利用の方針</u></p> <p>① <u>用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針</u> ・<u>駒場地区の専用工業地</u>については、<u>土地利用が進んでいないことから、今後の産業の動向等を踏まえ、都市計画道路の見直しに併せて、土地利用の見直しを進める。</u></p> <p>② <u>優良な農地との健全な調和に関する方針</u> ・<u>本区域のうち、集团的農用地や、国・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等</u>については、<u>健全な農業の維持と発展を図るため、今後とも優良な農用地としてその保全に努め、特に、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域</u>については、「<u>農業上の利用を図るべき土地</u>」として<u>今後とも優良な農用地としてその保全に努める。</u></p> <p>③ <u>災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針</u> ・<u>溢水、湛水、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区</u>については、<u>市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る。</u></p> <p>④ <u>自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針</u> ・<u>市街地の東側を流れる一級河川鶴川の河口域はむかわ町の貴重な資源である河口干潟があり、鳥獣保護区として指定されていることから</u>もその自然の保全に努める。</p>	<p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※むかわ町復興計画（2019年策定）による追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※むかわ町復興計画（2019年策定）による追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※地域防災計画資料編（R2.3策定 P.46～P.52）による追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p>

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>は、今後とも良好な自然環境の保全に努める。</p> <p>④ 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途白地地域である高規格幹線道路日高自動車道鶴川インターチェンジの周辺については、高速交通ネットワークを活用した工業系土地利用の動向や周辺環境の保全の必要性等を踏まえ、適切な土地利用の規制・誘導を進める。 ・<u>住宅系用途地域に指定されている松風地区の鉄道以東の長期未利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。</u>加えて、松風地区の国道以南の未利用となった公営住宅部分については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。 ・工業系用途地域に指定されている駒場地区の国道以南の長期未利用地については、集約型都市構造への転換に向け用途廃止を検討する。 ・用途地域の指定のない区域うち営林署払下げにより既に住宅地が形成されている大成地区については、生活環境の向上を図るため周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域を指定する。 ・鶴川の浸水想定区域外である青葉地区については、防災性向上に向けた消防庁舎移転や防災拠点づくりを目指し、周辺の土地利用との調整を図った上で用途地域を指定する。 ・用途地域の指定の無い区域について、無秩序な土地利用や市街地の拡大を防ぐため、特定用途制限地域を定めることを検討する。 <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p>本区域は、道央広域連携地域胆振地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。</p> <p>このため、広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</p> <p>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的かつ一体的に進めるとともに、人口減少等の社会情勢の変化に対応した都市の将来像を実現する交通体系の観点から、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。</p>	<p>⑤ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途白地地域である高規格幹線道路日高自動車道鶴川インターチェンジの周辺については、高速交通ネットワークを活用した工業系土地利用の動向や周辺環境の保全の必要性等を踏まえ、適切な土地利用の規制・誘導を進める。 <p>2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 交通施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 交通体系の整備の方針</p> <p><u>むかわ町</u>は、道央広域連携地域胆振地域の東部に位置する地方中小都市であり、今後も都市内道路網の重要性は変わらないものと考えられる。</p> <p>このため広域的な交通に配慮した交通体系の形成を進めるとともに、都市内交通にも対応した交通体系の形成を図る。</p> <p>交通施設の整備は、効率性、快適性のほか、安全性や環境との調和を考慮し、各交通手段が適切に役割分担した交通体系となるよう総合的、一体的に進めるとともに、人口減少などの社会情勢の変化に対応した、<u>将来の都市像に沿った交通体系となっているかについて</u>、長期未着手の都市計画道路の見直しを含めた検討を進める。</p>	<p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※都市マス（R3年見直し予定）による追記</p> <p>※都市マス（R3年見直し予定）による追記</p> <p>※都市マス（R3年見直し予定）による追記</p> <p>※都市マス（R3年見直し予定）による追記</p> <p>※都市マス（R3年見直し予定）による追記</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の精査による修正</p>

【新】	【旧】	【変更理由】												
<p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通ニーズが高度化並びに多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で交通施設整備を検討する。</p> <p>これらの考えのもとに、基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市間や空港及び港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備を進める。 JR北海道の路線見直しや人口減少等の社会情勢の変化に伴い、交通動線の変化が予想されることから、都市内道路網の見直しを含め、交通結節点機能の確保・充実を図るとともに、円滑な交通環境の向上に努める。 本区域は、特産であるししゃもを活用した観光・産業振興など、広域的な経済活動・交流を図るため、円滑な移動環境をつくりだす道路網の形成に努める。 <p>b 整備水準の目標</p> <p>交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って必要な路線の道路機能確保に努め、当面の整備水準は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="212 1093 884 1209"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成27年(2015年) (基準年)</th> <th>令和12年(2030年) (目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線街路網密度</td> <td>1.17 km/k m²</td> <td>1.17 km/k m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道自動車専用道路日高自動車道が市街地の北側を通過していることから、必要なアクセス道路を適切に配置する。 3・3・503号苫小牧鶴川通(国道235号)を都市の骨格となる道路とする。 3・4・202号中央通(主要道道千歳鶴川線)、3・4・203号新生通(主要道道千歳鶴川線) 		平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (目標年)	幹線街路網密度	1.17 km/k m ²	1.17 km/k m ²	<p>また、社会情勢の変化とともに、都市交通のニーズが高度化、多様化していることから、交通量に基づく施設整備の考え方と、情報技術等を活用し、既存の交通施設を有効利用する考え方を連動させた総合的な視点で、交通施設整備を検討する。</p> <p>これらの考えの基に基本方針は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市間や空港、港湾等との広域的な交流・連携を支える高速交通ネットワークの形成を図り、アクセス道路の整備を進める。 多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、都市の骨格となる都市内道路網の形成を進める。 歩行者や自転車の安全で快適な通行を確保するために、歩行者や自転車交通のネットワークの形成やバリアフリー化を進める。 公共交通の利用促進のために、沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や、交通結節点の整備などを進める。 一般国道自動車専用道路の日高自動車道の延伸整備に伴い、交通動線の変化に対応した都市内道路網の検討を進めるとともに、バス等の公共交通機関等との結節点を充実するなど、円滑な交通環境の向上に努める。 <p>b 整備水準の目標</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通体系については、広域的かつ長期的視点に立って整備を図っていくものとするが、当面次のような整備水準を目標とする。 街路網については、各道路機能に応じて段階的な整備を進め、都市計画道路の整備を図る。 <table border="1" data-bbox="1034 1093 1706 1169"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>平成17年(基準年)</th> <th>平成32年(目標年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線街路網密度</td> <td>3.92 km/k m²</td> <td>3.92 km/k m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般国道自動車専用道路日高自動車道が市街地の北側を通過しており、3・4・203号新生通(主要道道千歳鶴川線)による市街地とのアクセス機能の確保を図る。 3・3・503号苫小牧鶴川通(国道235号)を都市の骨格となる道路とする。 3・3・503号中央通(主要道道千歳鶴川線)、3・4・203号新生通(主要道道千歳鶴川線) 	年次	平成17年(基準年)	平成32年(目標年)	幹線街路網密度	3.92 km/k m ²	3.92 km/k m ²	<p>※区域マスの表現の精査による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の精査による修正</p> <p>※区域マスの表現の精査による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※年次の修正</p> <p>※整備延長の精査による幹線街路網密度の修正</p> <p>※区域マスの表現の精査による修正</p>
	平成27年(2015年) (基準年)	令和12年(2030年) (目標年)												
幹線街路網密度	1.17 km/k m ²	1.17 km/k m ²												
年次	平成17年(基準年)	平成32年(目標年)												
幹線街路網密度	3.92 km/k m ²	3.92 km/k m ²												

【新】	【旧】	【変更理由】
<p>千歳鶴川線)、3・4・<u>206</u>号駅前通(一般道道鶴川停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。</p> <p>b 交通結節点等</p> <p>3・4・<u>206</u>号駅前通(一般道道鶴川停車場線)にJR日高本線鶴川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。</p> <p>(2) 下水道及び河川</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 下水道及び河川の整備の方針</p> <p><u>土地利用計画と河川及び下水道の整備計画との整合を図り、総合的な治水対策を促進する。</u></p> <p>ア 下水道</p> <p><u>都市の健全な発展と生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るため、下水道整備を促進する。</u></p> <p>イ 河川</p> <p><u>流域が本来有している保水・遊水機能の確保を図りつつ、流域の土地利用計画等を勘案して総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境等に配慮しつつ、防災と親水を目的として河川及び水辺空間の整備に努める。</u></p> <p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <p><u>本区域の下水道普及率は、平成27年(2015年)で40.3%であり、今後も市街地の下水道の普及を目指し、整備の促進を図る。</u></p> <p>イ 河川</p> <p><u>河川については、治水の安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。</u></p> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <p><u>むかわ公共下水道については、下水管渠を確保し、晴海地区に処理場を適切に配置する。</u></p>	<p>道千歳鶴川線)、3・4・<u>206</u>号駅前通(一般道道鶴川停車場線)及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する。</p> <p>・3・4・<u>206</u>号駅前通(一般道道鶴川停車場線)に<u>J R日高本線鶴川駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する。</u></p> <p>(2) 下水道及び河川</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 下水道及び河川の整備の方針</p> <p>ア 下水道</p> <p><u>生活環境の改善、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図り、都市の健全な発展と公衆衛生の向上に資するため、下水道整備を促進する。</u></p> <p>イ 河川</p> <p><u>自然環境などに配慮しつつ防災と親水を目的として河川、水辺空間の整備に努める。</u></p> <p>b 整備水準の目標</p> <p>ア 下水道</p> <p><u>下水道の普及率は平成17年で33.2%であり、引き続き市街地の普及を目指し、整備促進を図る。</u></p> <p>イ 河川</p> <p><u>河川については、治水安全度の向上に努めるとともに、周辺環境に配慮した河川の整備に努める。</u></p> <p>② 主要な施設の配置の方針</p> <p>a 下水道</p> <p><u>生活雑排水、産業排水などによる水質汚濁や雨水による浸水の被害を防ぎ、衛生的な都市生活の充実と確保を目標として、将来的な土地利用と整合を図りながら公共下水道の整備を促進し、未整備地区内の普及を図るとともに、適切な改築更新を図る。</u></p>	<p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※目標年次の修正</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の精査</p>

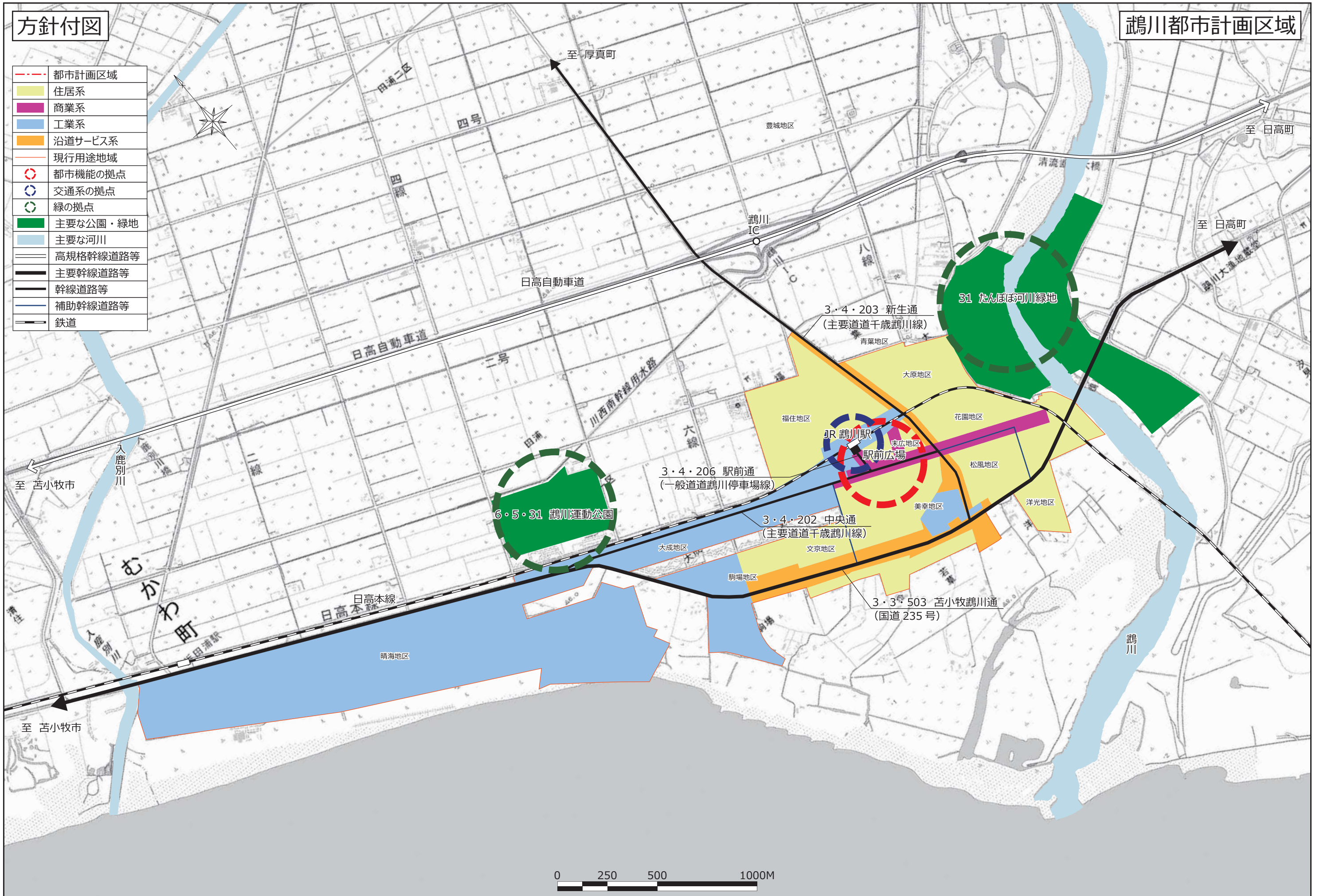
【新】	【旧】	【変更理由】
<p>b 河川</p> <p>鶴川及び入鹿別川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、総合的な治水対策を促進するとともに、自然環境と市街地が融合する河川・水辺空間の整備に努める。</p> <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p><u>おおむね10年以内に実施を予定する主要な事業は次のとおりとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大原地区及び洋光地区の下水管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら改築更新を行う。 ・鶴川及び入鹿別川の河川改修を促進する。 <p>(3) その他の都市施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本区域の都市計画に定められている鶴川斎場については、施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う。 ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置し、<u>公益性並びに恒久的な性格を有するもの</u>については、都市計画決定に向けた検討を行う。 <p>3. 自然的環境に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>本区域は、市街地北東部に位置する丘陵樹林地と東部を流れる鶴川の河川空間を骨格とし、良好な自然環境が形成されている。</p> <p>本区域の都市環境の現状を踏まえた上で、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成その他の機能が総合的に発揮され、<u>かつ、緑とオープンスペースのネットワークの形成やコンパクトなまちづくりに対応するように公園緑地等の整備、再整備又は</u></p>	<p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴川などの河川については、各種開発事業などとの調整を図りつつ、<u>親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策などに努める。</u> <p>③ 主要な施設の整備目標</p> <p>a 下水道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地の未整備地区の幹線管渠の整備を促進するとともに、老朽化した下水道施設の長寿命化を図りながら、改築更新を行う。 <p>b 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鶴川の整備促進を図る。 ・入鹿別川の整備促進を図る。 <p>(3) その他の都市施設</p> <p>① 基本方針</p> <p>a 廃棄物処理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等による一般廃棄物処理施設については、<u>「北海道循環型社会形成推進基本計画」、「北海道廃棄物処理計画」、「ごみ処理の広域化計画」、近隣3町（むかわ町、日高町、平取町）で構成する事務組合において定める「ごみ処理基本計画」等における位置づけ等を踏まえ、公益性及び恒久的性格を有するものについては、都市計画決定に向けた検討を行う。</u> ・産業廃棄物処理施設は、<u>「北海道循環型社会形成推進基本計画」及び「北海道廃棄物処理計画」に基づき、適切な立地及び施設整備となるよう誘導を図るとともに、各計画における位置づけ等を踏まえ、公益性・恒久的性格を有するものについては、都市決定に向けた検討を行う。</u> <p>3. 自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定の方針</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>むかわ町の緑地の形態は、市街地北東部に位置する丘陵樹林地と東部を流れる鶴川の河川空間を骨格とし、良好な自然環境が形成されている。</p> <p><u>この緑地の形態に即応して、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成各系統における機能が総合的に発揮され、緑のネットワークを形成するように公園緑地などを適正に配置し、整備保全に努める。</u></p>	<p>※区域マスの表現の精査 ※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査</p>

【新】	【旧】	【変更理由】
<p><u>保全を行い、緑地全体の適正配置を図る。</u> <u>また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</u></p> <p>(2) <u>緑地の配置の方針</u></p> <p>① <u>緑地系統ごとの配置方針</u></p> <p>a <u>環境保全系統</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格となる緑地として、<u>鶴川運動公園及びたんぼぼ河川緑地を配置する。</u> ・骨格の一部を形成している大成地区の防風林は、<u>積極的な保全を図るため緑地としての位置づけを検討する。</u> <p>b <u>レクリエーション系統</u></p> <p><u>日常圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、街区公園をそれぞれ配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動に対処する緑地として、鶴川運動公園及びたんぼぼ河川緑地を配置する。</u></p> <p>c <u>防災系統</u></p> <p><u>災害時における一時避難場所として、街区公園及び鶴川運動公園を配置する。</u></p> <p>d <u>景観構成系統</u></p> <p><u>市街地の外縁部を貫流する鶴川に、緑豊かで潤いのある水と緑の空間として、たんぼぼ河川緑地を配置する。</u></p> <p>② <u>コンパクトなまちづくりに対応する緑地の配置方針</u></p> <p><u>コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園緑地の適正配置を進める。</u> <u>また、人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園緑地が都市の利便性上より有効となるように配置する。</u></p> <p>(3) <u>実現のための具体の都市計画制度の方針</u></p> <p><u>都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に進めるため、都市緑地法の規定に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める。</u></p>	<p>(2) <u>主要な緑地の配置の方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、住民の身近なレクリエーション活動の場や地震、火災などの諸災害発生時の一時避難地として住区基幹公園、緑地の適正な配置、整備を図る。 ・多様なレクリエーション活動、災害発生時の復旧活動の拠点などとして機能する都市基幹公園、地域の特性を生かした多彩な公園、緑地などの適正な配置、整備を図ることとし、鶴川運動公園、たんぼぼ河川緑地などの配置、整備を図る。 ・自然性に富んだ緑地や風致の維持、良好な景観形成に資する緑地の保全に努める。 ・鶴川などの河川空間や幹線道路の道路空間などの緑を充実し、緑豊かで潤いのある水と緑のネットワークの形成に努める。 ・公園施設については、長寿命化に努めながら、改築更新を行う。 <p>(3) <u>実現のための具体の都市計画制度の方針</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の保全、創出に関する施策をより総合的かつ計画的に進めるため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）などの策定に努める。 ・緑の基本計画などを踏まえ、必要なものを公園、緑地などの都市施設、風致地区などの地域地区として、都市計画決定を行う。 	<p>※区域マスの表現の統一による修正 ※区域マスの表現の精査</p> <p>※区域マスの表現の統一による修正</p> <p>区域マスの表現の統一による修正</p>

方針付図

鶴川都市計画区域

- 都市計画区域
- 住居系
- 商業系
- 工業系
- 沿道サービス系
- 現行用途地域
- 都市機能の拠点
- 交通系の拠点
- 緑の拠点
- 主要な公園・緑地
- 主要な河川
- 高規格幹線道路等
- 主要幹線道路等
- 幹線道路等
- 補助幹線道路等
- 鉄道



国土地理院の電子地形図（タイル）を掲載。
 国土数値情報（都市地域データ、森林地域データ、農業地域データ、高速道路時系列データ、鉄道時系列データ）をもとに北海道が編集・加工。